

第15章 現況証明・非農地証明

現況証明・非農地証明取扱要領

平成13年11月12日 農政第1301号 沖縄県農林水産部長通知

改正 平成23年3月15日 農政第2121号

最終改正 令和4年3月3日 農政第1537号

1 目的

この要領は、現況証明及び非農地証明の範囲、証明願の様式、農業委員会における処理等に関して必要な事項を定める。

2 証明の範囲

(1) 現況証明

現況証明の対象とする範囲は、次のとおりとする。

ア 農地法第4条及び第5条の許可並びに事業計画変更の承認を受け、かつ転用目的に従って転用された土地

イ 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号に基づく届出を受理され、かつ転用目的に従って転用された土地

ウ 農地法第4条第1項ただし書又は同法第5条第1項ただし書に該当し許可を要しない事案で転用された土地

エ 農地法第4条第8項及び同法第5条第4項に基づく国又は県との協議が成立し、かつ転用目的に従って転用された土地

オ 農地法が適用された日(昭和47年5月15日)の前から建物又は工作物等の用に供されていた土地

(2) 非農地証明

非農地証明の対象とする範囲は、次のとおりとする。

ア 農地法が適用された日の前から非農地であった土地

イ 自然災害による災害地等で農地への復旧が著しく困難であると認められる土地

ウ 原則として20年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

3 証明願及び添付書類

現況証明又は非農地証明を受けようとする者は、現況証明願(様式第15号の1)又は非農地証明願(様式第15号の2)2部を農業委員会に提出すること。

各種証明願には次に掲げる書類を添付すること。

ただし、現況証明願の添付書類は、必要に応じて省略することができるものとする。

ア 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

イ 公図の写し

ウ 付近見取図

エ 代理申請の場合は土地所有者からの委任状

オ その他、農地でなくなった事由を証明する資料又は現況写真等